

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）の規定に基づく自立支援医療費（精神通院）支給認定を受けた者についての法施行細則（平成18年東京都規則第12号。以下「都規則」という。）13条の規定に基づく医療費助成（以下「医療費助成」という。）に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「知事」といい、特に次の本件処分を行った行政庁としていう場合には「処分庁」という。）が請求人に対し、令和2年1月20日付けの自立支援医療受給者証（精神通院）の交付により行った医療費助成の決定（以下「本件処分」という。）について、令和元年11月8日とした有効期間の始期を同月1日に変更することを求めるものである。

第3 請求人の主張

請求人は、以下の理由により本件処分の取消しを求めている。

（本件処分は）都規則16条に則った決定であるが、同条は違憲であり無効である。よって当然に請求人の保険切り替えが発生した令和元年11月1日に遡って有効とすべきである。

同条の定めは、社会保険への切り替えの際にはほぼ確実に発生しており、就労を開始する障害者からの搾取である。また、請求人は健

康保険被保険者資格証明書をもって手続を行っているが、相当の期間を要している。社会保険被保険者証の発行には相当の期間を要することは周知の事実であるにも関わらず、同被保険者証等を要する申請を受理した日から適用とすることには無理があることは明白である。憲法14条、同25条に反しており、無効であり、当然に決定を取り消すとの裁決を求めるものである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

| 年 月 日 | 審 議 経 過 |
|------------|--------------|
| 令和2年9月3日 | 諮問 |
| 令和2年11月5日 | 審議（第48回第3部会） |
| 令和2年11月26日 | 審議（第49回第3部会） |

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法に基づく自立支援医療制度

ア 法5条24項は、自立支援医療とは、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であって政令で定めるものをいうと規定する。

同項を受けて、法施行令1条の2は、「政令で定める医療」として、厚生労働省令で定める精神障害のある者に対し、病院

又は診療所へ入院することなく行われる精神障害の医療（以下「精神通院医療」という。）を挙げている（3号）。

イ 法52条1項は、自立支援医療の支給認定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等（精神通院医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県。以下同じ。）の自立支援医療費を支給する旨の認定（以下「支給認定」という。）を受けなければならない旨規定し、法53条1項は、支給認定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等に申請をしなければならない旨規定する。

そして、法54条1項は、市町村等は、自立支援医療費の支給認定の申請をした障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする旨規定する。また、同条3項は、市町村等は、支給認定をしたときは、支給認定を受けた障害者に対し、支給認定の有効期間、指定自立支援医療機関の名称等を記載した自立支援医療受給者証を交付しなければならない旨規定する。

ウ そして、自立支援医療費の支給認定を受けた場合には、法58条3項1号により、一月当たりの本人負担額は原則1割となる。

(2) 都規則に基づく医療費助成制度

ア 都規則1条は、法の施行に関し、必要な事項を定めるとともに、精神通院医療費の助成に関し必要な事項を定める旨規定する。

イ 都規則13条は、知事は、法54条1項による自立支援医療費の支給認定を受けた者のうち次の各号のいずれにも該当する者（以下「助成対象者」という。）が、指定自立支援医療機関

において精神通院医療を受けるために要した費用の一部について、当該精神通院医療を受診する者又はその保護者の申請により助成を行う旨規定する。

(ア) 東京都の区域内に居住地を有する法54条3項の規定により自立支援医療（精神通院）受給者証の交付を受けた者（1号）

(イ) 政令35条1項3号又は4号に該当する者（2号。住民税非課税世帯）

(ウ) 国民健康保険法6条各号に掲げる者（3号。健康保険法の規定による被保険者など、国民健康保険の適用を除外されている者）

ウ 都規則14条は、医療費助成の額は、次の各号に掲げる額から法の規定により支給される自立支援医療費の額を控除した額とする旨規定する。

(ア) 医療保険各法の規定による医療に関する給付を受ける場合、健康保険法により算定した額から保険者が負担すべき額を控除した額（1号）

(イ) 略（2号。後期高齢者医療給付を受ける場合）

エ 都規則15条1項は、医療費助成を受けようとする者は、知事に自立支援医療（精神通院）受給者証（以下「受給者証」という。）を添付して申請しなければならないとし、3項は、知事は、1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る精神通院医療受診者が助成対象者の要件に該当するか否かを審査し、助成対象者であると認定するときは当該申請をした者に対し受給者証を交付する旨規定する。

オ 都規則16条1項は、医療費助成を行う期間は、原則として、15条1項の規定により申請を受理した日から法55条に規定する支給認定の有効期間の末日までとする旨規定する。

2 これを本件についてみると、請求人は、法の規定に基づく支給認

定（公費負担の有効期間：平成31年1月1日から令和元年12月31日まで）を受けていたところ、同年11月1日に請求人の加入する医療保険が国民健康保険から健康保険に変わり、都規則の規定に基づく助成対象者に該当することになったことから、同月8日に本件申請を行い、処分庁はこれを受理したことが認められる。

そうすると、処分庁が、本件申請を受理した同月8日から同年12月31日までを医療費助成の有効期間として行った本件処分は、都規則16条1項に則ってなされたものと認められ、違法又は不当な点を認めることはできない。

- 3 請求人は、第3のとおり、都規則16条は違憲であり無効である旨主張する。

しかし、医療費助成が申請に基づく制度である以上、当該申請を受理した日を起算日とする都規則16条の規定は合理的なものと認められる。そして、都規則に基づく医療費助成が、法の規定に基づく自立支援医療費の支給に上乗せして助成するものであることからすれば、都規則に医療保険の切替え等に係る調整規定が設けられていないとしても、それをもって、都規則が違法又は不当なものであるということとはできない。

したがって、請求人の主張には理由がないというほかはない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成